

富士宮市物品の購入及び製造の請負に係る入札心得書

(趣旨)

第1条 この心得は、物品の購入契約及び製造の請負契約（工事用材料の製造の請負契約を除く。）について、富士宮市（以下「市」という。）が行う競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(入札保証金)

第2条 入札参加者は、入札金額の100分の5以上の入札保証金を入札の際納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 入札参加者が、保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を結んだとき。
- (2) 公告又は指名通知に入札保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

(入札保証金に代わる担保)

第3条 前条の規定による入札保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

- (1) 国債
- (2) 地方債
- (3) 政府の保証のある債券
- (4) 市長が確実と認める社債

2 前項各号に掲げる担保の価値は、同項第1号及び第2号に掲げるものにあつては額面金額、同項第3号及び第4号に掲げるものにあつては額面金額（発行価額が額面と異なるときは発行価額）の8割に相当する額とする。

(入札保証保険証券の提出)

第4条 入札参加者は、市を被保険者とする入札保証保険契約を締結して入札保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出しなければならない。

(入札の基本的事項)

第5条 入札参加者は、仕様書、設計書、図面、見本その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。この場合において、仕様書、設計書、図面、見本等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

（入札の辞退）

第6条 指名の通知を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名の通知を受けた者が、入札を辞退するときは、次に掲げる方法により申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあっては、入札（見積）辞退届を直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到着するものに限る。）して行うこと。

(2) 入札執行中にあっては、入札（見積）辞退届を入札箱に投入して行うこと。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第7条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（入札金額等）

第8条 入札参加者は、入札（見積）書（第1号様式）を作成し、封緘の上、表面に「入札（見積）番号、物品の購入・製造の請負業務入札（見積）書在中」と明記し、裏面に入札者の住所、商号又は名称及び氏名（法人にあっては、代表者の氏名）を記載して公告又は指名通知に示した日時及び場所において入札箱に投入しなければならない。

2 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状（第2号様式）を持参させなければならない。

3 第1項の規定については、郵送を認めない。

4 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者を代理人とすることはできない。

5 入札参加者又は代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

第8条の2 入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者か免税事業者かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（以下この条において「入札金額」という。）を入札書に記載するものとし、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とする。

（入札書の書換え等の禁止）

第9条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（入札の中止等）

第10条 入札辞退等により指名競争入札（公募型を除く。）に参加しようとする者が1人の場合には、入札の執行を取りやめる。

2 入札参加者が談合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめるものとする。

3 開札前において、天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取りやめるものとする。

4 入札箱に入札書を投入した者が1人のときは、当該入札は行わなかったものとする。この場合において、入札書は開封しないで返却するものとする。

（開札）

第11条 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において入札者を立ち合わせて行う。

2 入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち合わせる。

（入札の無効）

第12条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 所定の日時及び場所に提出しない入札
- (5) 記名並びに担当者氏名及び連絡先の記入を欠く入札。
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (8) 談合その他の不正の行為により入札を行ったと認められる者のした入札
- (9) 同一事項の入札について、2以上を入札した者の入札
- (10) 同一事項の入札について自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (11) 同一事項の入札について2人以上の代理人をした者の入札
- (12) 前各号に定めるもののほか指示した条件に違反して入札した者の入札

(落札者の決定)

第13条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、製造の請負契約については、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めてあらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(再度入札)

第14条 開札した場合において、落札者とすべき入札がないときは、直ちに再度入札を行う。ただし、再度入札は1回とする。

2 次の各号のいずれかに該当する入札をした者は、再度入札に参加することができない。

- (1) 第12条第1項第1号から第4号まで及び第8号から第11号までの規定に基づき無効とされた入札をした者。

(2) 前条の規定による最低制限価格に達しない入札をした者。

3 前2項の規定にかかわらず、予定価格を入札の執行前に公表した場合は、再度入札は行わない。

(再度入札の入札保証金)

第15条 前条の規定により再度入札をする場合においては、初度の入札に対する入札保証金の納付(入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。)をもって再度入札における入札保証金の納付があったものとみなす。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第16条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない市職員にくじを引かせる。

(入札結果の通知)

第17条 開札をした場合において、落札者があるときは、その者の氏名又は名称及び金額を、落札者がいないときはその旨を開札に立ち会った入札者に直ちに口頭で知らせる。

(落札の取消し等)

第18条 次の各号の一に該当するときは、落札を取り消すことができる。

(1) 落札者が次条に定める期間内に契約を締結しないとき。

(2) 入札者又は落札者が不正の入札をしたと認めたとき。

(3) 落札者が入札資格に欠け、又は欠けたことを発見したとき。

(4) 落札者が自己の責めに帰すべき理由によって既に締結した他の契約を解除されたとき。

2 前項に定める場合のほか、落札決定後特別の理由によって契約の締結ができないときは、落札を取り消すことができる。

3 第1項の規定により落札を取り消された者で入札保証金を免除されたものは、免除された入札保証金に相当する額の違約金を納付しなければならない。

（契約の締結）

第 19 条 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して 7 日以内に物品売買契約書（第 3 号様式）又は製造の請負契約書（第 3 号の 2 様式）若しくは契約内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の近くによっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）

（以下これらを「契約書等」という。）を作成して契約を締結しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、その期間を延長することができる。

（契約書等作成の省略）

第 20 条 契約書等の作成を省略する場合は物品売買請書（第 4 号様式）又は製造の請負請書（第 4 号の 2 様式）若しくは請負内容を記録した電磁的記録を徴する。この場合においては、前条を準用する。

（契約の確定）

第 21 条 契約書等を作成する契約にあつては、契約当事者双方が記名押印したとき又は総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 48 号）第 2 条第 2 項第 1 号に規定する電子署名をしたときに確定する。ただし、富士宮市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年富士宮市条例第 12 号）に定める契約については、議会の議決があったときに当該契約が成立する。

（入札保証金の返還）

第 22 条 入札保証金（これに代わる担保を含む。）は、入札終了後、直ちに返還する。ただし、落札者に対しては当該契約を締結した際に返還する。

（契約保証金）

第 23 条 落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を契約締結の際納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

(1) 落札者が、保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約

を結んだとき。

- (2) 公告又は指名通知に契約保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

(契約保証金に代わる担保)

第24条 前条の規定による契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

- (1) 国債
- (2) 地方債
- (3) 政府の保証のある債券
- (4) 市長が確実と認める社債

2 前項各号に掲げる担保の価値は、同項第1号及び第2号に掲げるものにあつては額面金額、同項第3号及び第4号に掲げるものにあつては額面金額（発行価額が額面と異なるときは発行価額）の8割に相当する額とする。

(契約保証保険証券の提出)

第25条 落札者は、市を被保険者とする契約保証保険契約を締結して契約保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出しなければならない。

(異議の申立て)

第26条 入札した者は、入札後、この心得書、仕様書、設計書、図面、見本、契約書式等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(準用)

第27条 この要綱は、随意契約について準用する。

附 則（平成9年8月20日市長決裁）

この要綱は、市長決裁の日から施行する。

附 則（平成11年6月23日市長決裁）

この要綱は、市長決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 1 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 5 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

(施 行 期 日)

- 1 この要綱は、平成 1 8 年 5 月 1 日から施行する。

(経 過 措 置)

- 2 この要綱の施行の日前に締結された請負契約に係る物品の購入及び製造の請負については、なお従前の例による。

(施 行 期 日)

- 1 この要綱は、平成 2 0 年 4 月 4 日から施行する。

(経 過 措 置)

- 2 この要綱の施行の日前に締結された請負契約に係る物品の購入及び製造の請負については、なお従前の例による。

附 則 (平成 2 0 年 1 1 月 2 8 日 副市長決裁)

この要綱は、副市長決裁の日から施行する。

(施 行 期 日)

- 1 この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

(経 過 措 置)

- 2 この要綱の施行の日前に締結された請負契約に係る物品の購入及び製造の請負については、なお従前の例による。

(施 行 期 日)

- 1 この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経 過 措 置)

- 2 この要綱の施行の日前に締結された請負契約に係る物品の購入及び製造の請負については、なお従前の例による。

(施 行 期 日)

- 1 この要綱は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経 過 措 置)

- 2 この要綱の施行の日前に締結された請負契約に係る物品の購入及び製造の請負については、なお従前の例による。

入及び製造の請負については、なお従前の例による。

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日前に締結された請負契約に係る物品の購入及び製造の請負については、なお従前の例による。

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日前に締結された請負契約に係る物品の購入及び製造の請負については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年7月14日副市長決裁）

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

第 1 号様式（第 8 条関係）

入札（見積）書

入札（見積）番号・件名

上記について、富士宮市物品の購入及び製造の請負に係る入札心得書を承諾の上、下記の金額で申し込みます。

入札 積）金	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円	（見 額

年 月 日

発注者 富士宮市長

所在地又は住所

入札（見積）者 商号又は名称
氏 名

担当者氏名
連絡先

・・・注意事項・・

落札決定に当たっては、入札書に記載された当該金額に、軽減税率対象品目については 100 分の 8 に相当する額を、軽減税率対象外品目については 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税および地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額のうち、軽減税率対象品目については 108 分の 100 に相当する額と、軽減税率対象外品目については 110 分の 100 に相当する額の合計金額を入札書に記載すること

※消すことが可能な筆記用具で記載したものは、無効といたします。

第 2 号様式（第 8 条関係）

委 任 状

下記の業務につき を代理人と定め、入札（見積）に関する
一切の権限を委任します。

1 入札（見積）番号 第 号

2 物品の購入又は製造の請負業務の名称

年 月 日

発注者 富士宮市長

所在地又は住所

入札（見積）者 商号又は名称

氏 名

印

物 品 売 買 契 約 書

1 物 品 名

2 納 入 場 所

3 納 入 期 限 年 月 日

4 契 約 金 額 ¥ ー

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ ー）

5 契 約 保 証 金 免 除

上記の物品について、発注者と受注者は、別添の約款によって売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意の後、電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。

（書面契約の場合は、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自その 1 通を所持する。）

年 月 日

発 注 者 静岡県富士宮市弓沢町 1 5 0 番地
 富士宮市長

受 注 者 所在地又は住所
 商号又は名称
 氏 名

製 造 の 請 負 契 約 書



1 請 負 名

2 納 入 場 所

3 納 入 期 限 年 月 日

4 契 約 金 額 ¥ ー

（ うち 取引 に 係 る 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 の 額 ¥ ー ）

5 契 約 保 証 金 免 除

上 記 の 製 造 の 請 負 に つ い て 、 発 注 者 と 受 注 者 は 、 別 添 の 約 款 に
よ っ て 請 負 契 約 を 締 結 し 、 信 義 に 従 っ て 誠 実 に こ れ を 履 行 す る も
の と す る 。

本 契 約 の 証 と し て 、 契 約 内 容 を 記 録 し た 電 磁 的 記 録 を 作 成 し 、 発 注 者 及
び 受 注 者 が 合 意 の 後 、 電 子 署 名 を 行 い 、 各 自 そ の 電 磁 的 記 録 を 保 管 す る 。

（ 書 面 契 約 の 場 合 は 、 本 書 2 通 を 作 成 し 、 当 事 者 記 名 押 印 の 上 、 各 自 そ の
1 通 を 所 持 す る 。 ）

年 月 日

発 注 者 静 岡 県 富 士 宮 市 弓 沢 町 1 5 0 番 地
 富 士 宮 市 長

 所 在 地 又 は 住 所
受 注 者 商 号 又 は 名 称
 氏 名

物品売買請書

1 物品名

2 納入場所

3 納入期限

4 契約金額 円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）

5 契約保証金

富士宮市契約規則を承諾の上、上記金額及び受注条件をもって貴職の指示どおり履行します。

なお、履行遅滞があった場合は市の定めに従い違約金を支払い、解除条件については富士宮市物品購入等契約約款の規定に従います。

また、納入後1年間は、納入した物品の品質、性能等について保証します。

年 月 日

富士宮市長 宛

所在地又は住所

受注者 商号又は名称

氏名

製造の請負請書

- 1 請負名
- 2 納入場所
- 3 納入期限
- 4 契約金額 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）
- 5 契約保証金

富士宮市契約規則を承諾の上、上記金額及び受注条件をもって貴職の指示どおり履行します。

なお、履行遅滞があった場合は市の定めに従い違約金を支払い、解除条件については富士宮市物品購入等契約約款の規定に従います。

また、納入後1年間は、納入した物品の品質、性能等について保証します。

年 月 日

富士宮市長 宛

所在地又は住所

受注者 商号又は名称

氏名

※電子契約によらない場合は、押印するものとする。

(参 考)

入 札 (見 積) 辞 退 届

年 月 日

1 入 札 (見 積) 番 号 第 号

2 物 品 の 購 入 又 は 製 造 の 請 負 業 務 の 名 称

上 記 の 入 札 (見 積) を 都 合 に よ り 辞 退 し ま す 。

富 士 宮 市 長

所 在 地 又 は 住 所

商 号 又 は 名 称

氏 名

担 当 者 氏 名 :	連 絡 先 ()
-------------	-----------

(記入例:委任状がない場合)

第1号様式(第8条関係)

※予定価格に達しない場合に
再度の入札を1回行います
ので、予備を1枚用意してく
ださい。

入札(見積)書

入札(見積)番号・件名

入札番号〇〇号 □□□□□□□□

(※指名通知書の内容を確認して記入する。)

上記について、富士宮市物品の購入及び製造の請負に係る入札心得書
を承諾の上、下記の金額で申し込みます。

入札(見積)金額

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
	¥	2	0	0	0	0	0	0

(※

¥マークを必ず記入すること。なお、金額の訂正は無効です。)

〇〇年〇〇月〇〇日

発注者 富士宮市長

(※入札日を記入すること。)

富士宮市弓沢町150番地
入札(見積)者 富士宮株式会社
代表取締役 富士宮太郎

担当者氏名: 富士宮(株) □□支社 営業部 △△△△
連絡先(〇〇-〇〇〇〇)

・・・注意事項・・・

落札決定に当たっては、入札書に記載された当該金額に、軽減税率対象品目については100分の8に相当する額を、軽減税率対象外品目については100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税および地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額のうち、軽減税率対象品目については108分の100に相当する額と、軽減税率対象外品目については110分の100に相当する額の合計金額を入札書に記載すること
※消すことが可能な筆記用具で記載したものは、無効といたします。

(記入例：委任状がある場合)

第1号様式（第8条関係）

※予定価格に達しない場合に
再度の入札を1回行います
ので、予備を1枚用意してく
ださい。

入札（見積）書

入札（見積）番号・件名

入札番号〇〇号 □□□□□□□□□

(※指名通知書の内容を確認して記入する。)

上記について、富士宮市物品の購入及び製造の請負に係る入札心得書
を承諾の上、下記の金額で申し込みます。

入札（見積）金額

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
	¥	2	0	0	0	0	0	0

(※¥マークを必ず記入すること。なお、金額の訂正は無効です。)

〇〇年〇〇月〇〇日

発注者 富士宮市長

(※入札日を記入すること。)

富士宮市弓沢町 150 番地
入札（見積）者 富士宮株式会社
代表取締役 富士宮太郎

上記代理人 富士宮次郎 ⑩
※代理人の記名押印をすること。代表者印は不要。

担当者氏名：富士宮(株) □□支社 営業部 △△△△
連絡先 (〇〇-〇〇〇〇)

・・・注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

落札決定に当たっては、入札書に記載された当該金額に、軽減税率対象品目については100分の8に相当する額を、軽減税率対象外品目については100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税および地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額のうち、軽減税率対象品目については108分の100に相当する額と、軽減税率対象外品目については110分の100に相当する額の合計金額を入札書に記載すること
※消すことが可能な筆記用具で記載したものは、無効といたします。

(記入例)

※委任状は、代表者本人が入札に参加できない場合、必要となります。

第2号様式（第8条関係）

委 任 状

下記の業務につき**富士宮次郎**を代理人と定め、入札（見積）に関する
一切の権限を委任します。

1 入札（見積）番号 第〇〇号
(※ 指名通知書を確認して記入する。)

2 物品の購入又は製造の請負業務の名称
□ □ □ □ □ □ □
(※ 指名通知書を確認して記入する。)

〇〇年〇〇月〇〇日

発注者 富士宮市長

入札（見積）者	所在地又は住所	富士宮市弓沢町150番地
	商号又は名称	富士宮株式会社
	氏 名	代表取締役 富士宮太郎

※代表者印

